

# 宮城県食品製造業

## 省エネ機器等導入促進支援事業費補助金

宮城県では、県内の中小食料品製造事業者等が電気料金、原油価格の高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、需要側の燃料・電力の消費抑制を促し、更なるエネルギーコストの削減に向けた取組の支援を目的として、省エネルギー設備の更新や太陽光発電設備等の導入に要する経費の一部を補助します。

### 【 補助金の概要 】

#### 1 補助対象事業者・補助事業内容・補助対象経費

##### (1) 補助対象事業者・補助事業内容

事業区分	補助対象事業者		補助事業内容
省エネルギー設備投資促進支援事業	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等		高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、制御機能付きLED照明器具等の既存設備を更新し、省エネルギー化を図る事業 <u>(新規導入や故障等で稼働していない既存設備の更新は除く)</u>
自家消費型発電設備導入支援事業	自己所有型	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等	自家消費に使用される発電出力50kW(公称最大出力合計)以上の太陽光発電又は風力発電設備を導入する事業 なお、蓄電池の導入は、前述の発電設備と併せて導入する場合のみ補助の対象とする。
	第三者所有型	オンラインPPAモデル・ファイナスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等の製造施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する事業者	
デマンド監視装置等導入支援事業	自己所有型	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等	デマンド監視装置、デマンドコントロールシステムを導入する事業
	第三者所有型	ファイナスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等の製造施設敷地内にデマンド監視装置等を導入する事業者	

※ 中小食品製造事業者等の定義については、交付要綱を御確認ください。

※ 過去に国及び県等から補助金を受けて整備し、処分制限期間を超えていない設備の更新は対象となりません。

##### (2) 補助対象経費

###### ・省エネルギー設備投資促進支援事業、自家消費型発電設備導入支援事業

補助対象経費	内 容
設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入等に要する経費
工事費	事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去、配管・配電等の工事に関する経費
その他経費	事業に直接必要なその他の経費

###### ・デマンド監視装置等導入支援事業

内 容
デマンド監視装置(計測装置、警報装置、表示装置、これら付属設備を含む)及びデマンド監視や空調機器、冷凍・冷蔵機器等の制御を自動で行う制御システム導入に要する経費

## 2 拠助率・拠助限度額

区分	拠助率	拠助上限額	拠助下限額
省エネルギー設備投資促進支援事業	1／2以内	20,000千円	2,000千円
自家消費型発電導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	1／2以内	20,000千円	5,000千円
デマンド監視装置等導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	1／2以内	10,000千円	なし

### 【省エネルギー設備投資促進支援事業について】

- ※ 拠助対象設備が複数ある場合、個々の設備ごとの拠助金額が拠助下限額を下回っていても、全設備の拠助金額の合計が200万円以上となる場合は、拠助対象となります。
- ※ ただし、審査の結果として、一部設備の省エネ率が基準を満たさない等の理由により、拠助金額の合計が200万円を下回る場合は、拠助対象外となります。
- ※ また、交付決定後、事業の縮小等で拠助金交付額が下限の200万円を下回った場合も、対象期間内の経費であっても拠助金は支払われませんので、経費の取扱には十分留意してください。

## 3 募集期間

令和7年12月22日(月)から令和8年5月29日(金)まで

(電子メール、郵送又は持参により、当日午後5時必着)

- ・申請受付は先着順とし、予算額に達した場合は申請期間内であっても受付を終了します。
- ・先着順とは提出書類に不備等がなく、正式に受付が完了した順となります。来庁されても、必要書類が揃わなければ受付できません。郵送等の場合は、受付まで数日要することや、来庁される場合と同様に必要書類が揃わなければ受付できませんので、御注意ください。
- ・受付終了後、書類審査が終了したものから順次、交付決定いたします。

## 4 必要書類

補助金交付申請書等の様式については、以下県ホームページに掲載

県HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/syoenehozyo.html>

区分	補助金交付申請に関する添付書類
省エネルギー設備投資促進支援事業	1 補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号別紙1） 2 更新後の設備のカタログ 3 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真（既存設備を含む） 4 更新後の設備の配置図 5 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書） 6 直近3か年の決算書類 7 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 8 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと） 9 登記事項証明書（発行から3か月以内） 10 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの） 11 その他知事が特に必要と認めるもの
自家消費型発電設備導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	1 補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号別紙2） 2 導入する設備のカタログ又は諸元表 3 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真 4 導入設備の配置図、単線結線図 5 予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類 6 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書） 7 直近3か年の決算書類 8 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 9 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと） 10 登記事項証明書（発行から3か月以内） 11 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの） 12 その他知事が特に必要と認めるもの

	<p><b>【第三者所有型の場合は、上記に加え、下記書類も提出】</b></p> <p>13 設備設置承諾書（需要家の承諾）      14 オンサイトP P Aモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の案      ※ 補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により、需要家に還元されることが分かる記載があること。また、7、8、9、10、11については、申請者分（発電事業者等）と併せて電力使用者（需要家）分も提出すること。</p>
デマンド監視装置等導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	<p>1 補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号別紙3）      2 導入する設備のカタログ      3 見積書      4 直近3か年の決算書類      5 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿      6 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと）      7 登記事項証明書（発行から3か月以内）      8 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）      9 その他知事が特に必要と認めるもの  <p><b>【第三者所有型の場合は、上記に加え、下記書類も提出】</b></p> <p>10 設備設置承諾書（需要家の承諾）      11 ファイナンスリースに関する契約書等の案      ※補助金額の5分の4以上がリース料金の低減等により、需要家に還元されることが分かる記載があること。</p> </p>

- ※1 暴力団排除に関する誓約書、県税納税証明書、登記事項証明書若しくは現在事項全部証明書について、郵送又は持参により、原本での提出が必要となります  
 ※2 事業計画書には、省エネルギー効果（省エネルギー量、省エネルギー率等）の計算資料を添付してください。

## 5 注意事項

- (1) 採択は先着順とし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。
- (2) 令和9年1月29日までに完了する事業が補助対象です（設備の設置、支払いも含みます。）。
- (3) 対象となる事業について、他の補助金を受ける場合や過去に国、県等の補助金を受けて整備処分制限期間を超えていない設備を再更新する場合、再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づき課税されている事業者の場合等、申請対象外となる場合がありますので、詳細は交付要綱等を御確認ください。
- (4) 本補助金により導入した財産の処分については制限がありますので、詳しくは交付要綱を御確認ください。

## 6 お問い合わせ・提出先

宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班

TEL : 022-211-2812

E-mail : s-business@pref.miyagi.lg.jp

所在地 : 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

